

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者様へ

この度の災害により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に、保険料払込猶予期間の延長*をさせていただきます。

*…保険料払込猶予期間の延長

約款等に定める保険料払込猶予期間および保険料の不払いによる解除の規定については適用せず、保険料払込猶予期間を延長いたします。

ご希望のご契約者様は、弊社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

なお、地震・噴火による被害のご連絡、お問い合わせも承っております。

お客様サービスセンター（通話無料）

0120-431-909

9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

※地震・噴火を原因とする保険金のご請求手続きの詳細については[こちら](#)をご覧ください。

<災害救助法の適用状況>

災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府ホームページをご確認ください。

内閣府ホームページは[こちら](#)

(http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

以上